

平成28年和光市議会6月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第1号	継続費通次繰越しの報告について（平成27年度埼玉県和光市水道事業会計）
担当	水道業務課

【目的】

平成27年度埼玉県和光市水道事業会計のうち第8次拡張事業南浄水場第3配水池建設事業について、翌年度への通次繰越額が決定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

第8次拡張事業南浄水場第3配水池建設事業の継続費の年割額に係る予算残額について、以下のとおり通次繰越しをしました。

事業名	翌年度通次繰越額（円）
第8次拡張事業南浄水場第3配水池建設事業	332,208,200

報告第2号	繰越明許費繰越しの報告について（平成27年度埼玉県和光市一般会計）
-------	-----------------------------------

担当	財政課
----	-----

【目的】

平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第5号、第6号）で計上しました12事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の12事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
インターネット接続系ネットワーク分離対策事業（*）	4,626,000
システム端末セキュリティ対策事業（*）	17,842,000
通知カード・個人番号カード交付事業（*）	18,340,000
臨時福祉給付金支給事業（*）	181,006,000
みなみ保育園園児定数改定改修事業	17,388,000
大雨雨水排水対策事業	7,960,000
駅南口自転車駐車場券売機電子マネー対応整備事業	3,063,960
都市計画道路網見直し業務委託事業	5,292,000
白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業	53,900,000
防災行政無線固定系子局整備事業（*）	45,000,000
白子小学校体育館非構造部材耐震化事業	60,059,000
第三中学校トイレ改修事業（*）	116,802,000

※（*）マークの繰越事業は、国の補正予算によるものです。

報告第3号	繰越明許費繰越しの報告について（平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
担当	財政課

【目的】

平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）で計上しました事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
区画道路築造他整備事業	80,256,960

議案第24号	和光市固定資産評価員の選任について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市固定資産評価員の高橋雄二氏が辞任したことに伴い、後任として鈴木均氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第25号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例等の一部を改正する条例）
担 当	課税課
<p>【目的】</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴い、和光市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 市民税及び特別土地保有税の減免</p> <p>【和光市税条例第42条及び第115条の3関係】</p> <p>平成28年1月1日から個人番号の記載を要することとしていた市税関係書類のうち、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが行われ、市民税及び特別土地保有税の減免申請書に申請人の個人番号の記載を不要とする所要の改正を行います。</p> <p>イ 固定資産税</p> <p>(7) 固定資産税の非課税の範囲</p> <p>【和光市税条例第46条及び第49条関係】</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構が統合し、独立行政法人労働者健康安全機構への改組に伴う所要の措置を講じます。</p> <p>(4) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入</p> <p>【和光市税条例附則第10条の2関係】</p> <p>a 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を4年延長します。</p> <p>対象資産：津波対策の用に供する償却資産</p> <p>適用期限：平成28年4月1日～平成32年3月31日まで</p> <p>特例率：課税標準に1/2を乗じて得た額</p> <p>b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に</p>	

規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長します。

対象資産：再生可能エネルギー発電設備

設備区分：太陽光発電設備

風力発電設備

適用期限：平成28年4月1日～平成30年3月31日まで

特例率：課税標準に2/3を乗じて得た額

対象資産：再生可能エネルギー発電設備

設備区分：水力発電設備

地熱発電設備

バイオマス発電設備

適用期限：平成28年4月1日～平成30年3月31日まで

特例率：課税標準に1/2を乗じて得た額

- c. 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長します。

対象資産：公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

適用期限：平成28年4月1日～平成30年3月31日まで

特例率：課税標準に4/5を乗じて得た額

- (ウ) 省エネ改修（熱損失防止改修）に伴う固定資産税の軽減措置

【和光市税条例附則第10条の3関係】

申請に必要な添付書類の整理（補助金の交付を確認できる書類）を行います。

(2) 第2条関係

ア 市たばこ税に関する経過措置

【和光市税条例の一部を改正する条例附則第5条関係】

紙たばこ3級品の税率の特例措置を平成30年度をもって廃止するとともに経過措置として、平成28年度から平成30年度までの各年度において、税率を段階的に引き上げる措置を講じた、平成27年改正附則第5条の条文規定の整備を行います。

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

議案第26号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課
<p>【目的】</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>(1) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入</p> <p>【附則第4項関係】</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長します。</p> <p>対象資産：公共施設等の用に供する家屋</p> <p>適用期限：平成28年4月1日～平成30年3月31日まで</p> <p>特例率：課税標準に4／5を乗じて得た額</p> <p>(2) その他</p> <p>法改正に伴う「項」ずれを見直します。</p> <p>【第2条及び附則第5項から16項関係】</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成28年4月1日から施行します。</p>	

議案第27号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
--------	---

担当	健康支援課
----	-------

【目的】

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

【内容】

1 主な改正内容

(1) 保険税減額措置の拡充（第21条関係）

保険税の軽減判定所得の基準額を引き上げ、対象を拡大します。

ア 5割軽減の拡大

（改正前）

基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数

（改正後）

基準額 33万円 + 26万5千円 × 被保険者数

イ 2割軽減の拡大

（改正前）

基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数

（改正後）

基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

議案第29号	和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
--------	--

担 当 こども福祉課

【目的】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正内容

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置について特例的運用を可能とするものです。また、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部改正による防火・避難に関する規制の合理化に伴い、設備の基準の一部を改正するものです。

2 改正箇所

(1) 保育士の配置に係る当分の間の特例的運用は、附則に以下の規定を追加することにより行います。

ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士の配置が1名となる場合は、保育士の数を1名以上とすることができます。ただし、このときに配属される保育士が1名のときは、当該保育士に加えて市長が保育士と同等の知識及び経験を有する者と認める者を置かなければならないこととします。

イ 保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の免許がある者を保育士とみなすことができることとします。

ウ 1日8時間を超えて開所する場合に必要な保育士の総数が、利用定員に応じて置くべき数を超えるときは、市長が保育士と同様の知識及び経験を有する者と認める者を、その差の範囲内で保育士とみなすことができることとします。

エ イ及びウの特例を適用する場合であっても、保育士資格の登録を受けた者を各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならないこととします。

- (2) 4階以上の階に、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける小規模保育事業A型を行う事業所における避難用の設備の基準の一部を改正します（付室の表記及び条項の整理）。

3 施行期日

公布の日から施行します。

議案第30号	和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	長寿あんしん課

【目的】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、通所介護のうち、小規模な通所介護（利用定員が厚生労働省令で定める数未満（利用定員19人未満）のもの）について、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けることとなりました。それに伴い、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）に地域密着型通所介護の基準を新たに定めるとともに、指定療養通所介護の基準についても同条例に新たに定めます。

また、引用条項の整理を行うため、和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を改正します。

2 施行期日

公布の日から施行します。

議案第 3 1 号	市道路線の廃止について
担 当	道路安全課
<p>【目的・内容】</p> <p>市道 3 7 8 号線</p> <p>県道 和光インター線の区域変更に伴い、県道と重複認定となった市道を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【詳細】</p> <p>市道 3 7 8 号線</p> <p>起点 和光市新倉七丁目 2 1 4 0 番 5 地先</p> <p>終点 和光市新倉四丁目 1 6 0 5 番 1 地先</p> <p>幅員 8 . 0 1 m ~ 5 0 . 3 0 m 延長 4 6 8 . 3 0 m</p> <p>【施行期日】</p> <p>議会承認のち、縦覧・告示をします。</p>	

議案第32号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課
【目的・内容】	
(1) 市道641号線	開発行為により帰属された道路用地を、市の道路として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。
(2) 市道1509号線～市道1513号線	和光北インター地域土地区画整理事業により道路線形が確定した地域を、市の道路として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。
【詳細】	
(1) 市道641号線	起点 和光市下新倉五丁目367番3地先 終点 和光市下新倉五丁目367番8地先 幅員 4.50m～10.51m 延長 33.65m
(2) 市道1509号線	起点 和光市新倉四丁目1572番1地先 終点 和光市新倉四丁目1790番地先 幅員 8.00m～18.67m 延長 160.97m
市道1510号線	起点 和光市新倉四丁目1540番1地先 終点 和光市新倉四丁目1764番地先 幅員 8.00m～15.07m 延長 150.43m
市道1511号線	起点 和光市新倉四丁目1791番地先 終点 和光市新倉四丁目1766番地先 幅員 10.01m～17.07m 延長 129.64m
市道1512号線	起点 和光市新倉四丁目1569番地先 終点 和光市新倉四丁目1777番地先 幅員 4.00m 延長 56.56m

市道1513号線

起点 和光市新倉四丁目1605番1地先

終点 和光市新倉四丁目1611番地先

幅員 2.00m

延長 75.29m

【施行期日】

議会承認のち、縦覧・告示をします。